

平成 26 年度 第 1 回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会会議録

1.日時

平成 26 年 7 月 4 日（金）午後 2 時～午後 3 時 30 分

2.場所

尼崎市役所 4-1 会議室

3.出席者

（委員）

狩俣会長、上野委員、河上委員、木下委員、源田委員、小山委員、菅原委員、高尾委員、寺岡委員、寺本委員、野山委員、波多委員、日高委員、日野委員、前迫委員、松澤委員、守部委員

（市関係者等）

福祉部長、障害福祉課長、障害者自立支援事業担当課長、障害者自立支援制度担当課長、障害福祉課長補佐、健康増進課係長、健康増進課係長、生徒指導・特別支援担当係長、障害福祉課係長

1.開 会

（事務局）

皆様、定刻になりましたので、只今から、平成 26 年度第 1 回目の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を開会させていただきます。

皆様方におかれまして、公私とも何かとご多忙中のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は、情報保障といたしまして、手話通訳者の方を設置させていただいておりますので、今後ご発言の際には、挙手いただき、お名前を言っていただいて、できましたら少しゆっくりとお話しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、まず、前回の専門分科会（平成 25 年 1 月 27 日開催）以降、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、お席にて、一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

【委員あいさつ】

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、前回の専門分科会以降、新たに委員の委嘱がございましたので、ご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、お席にて、一言ごあい

さつをお願いしたいと存じます。

【委員あいさつ】

(事務局)

ありがとうございました。新たに委員となられた方はもう 1 名おられますが、本日は所用により欠席する旨のご連絡を受けております。

本来であれば、お二方に対しまして、委嘱状を手渡しすべきところではございますが、時間の都合上、大変失礼ではございますが、机上への配布及び郵送に変えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

また、今回、新たに 2 名の委員が加わられたことによりまして、障害者福祉等専門分科会の委員数は、合計 22 名となりましたことをご報告させていただきます。

それでは、続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。事務局の体制は、昨年度から大きな変更はございませんが、今回新たに委員になられた方もおられますので、改めてご紹介させていただきます。

【事務局あいさつ】

それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、会長をお願いいたします。

(会長)

委員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まずは、本日の委員等の出欠状況について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日、ご出席予定の委員は、お手元にお配りいたしました座席図のとおりでございます。

従いまして、只今、ご出席をいただいております委員は、17 人となりまして、委員総数の過半数の委員のご出席がありますので、本日の会議開催は成立いたしております。

なお、本日の会議の傍聴人は 4 人でございます。

(会長)

それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の資料について、説明をお願いいたします。

(事務局)

では、まず始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まずは、本日の会議次第でございます。

それと、座席図及び委員の皆様の名簿でございます。

次に、議題に係る資料でございます。

- ・資料 1「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査結果報告書（概要版）」
- ・資料 2「尼崎市障害者計画及び障害福祉計画の概要について」
- ・資料 3「尼崎市障害者計画・障害福祉計画の主な改正点等について」
- ・資料 4「第 5 章（障害者施策の推進）に係る推進項目の再編（案）」
- ・資料 5「平成 26 年度尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会及び計画策定部会（案）」
- ・資料 6「平成 26 年度尼崎市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）策定スケジュール（案）」
- ・参考資料「尼崎市障害者福祉施策推進会議設置要綱」

以上となります。お手元の資料に漏れなどはございませんでしょうか。過不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

2.議 事

（会長）

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第に記載のとおりでございます。それでは、議題の（1）に入らせていただきたいと思います。

まず、「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査の結果報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

（1）尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査の結果報告

事務局より資料 1「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査結果報告書（概要版）」について説明。

（会長）

只今、アンケート調査結果について説明がございました。事務局の説明では、前回の分科会で承認したアンケート調査の結果を集計・分析し、分野別の主な項目や傾向などをまとめたものが皆様のお手元にあります、資料 1 の概要版とのことでした。この結果を踏まえて、新たな計画素案の策定を進めていくということですが、この点についてご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ、よろしくお願いいたします。

（委員）

疑問点があるので教えてください。18 ページくらいまでは前回との比較が載っています。前回と今回との変化の要因としては、福祉サービスを含めいろいろな施策に取り組まれた結果によって変わってきているのかもしれませんが、どういうことが成果を生んでこのような状況になったのか、あるいは成果が出ずにこういう結果になったのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

それから、後半部分は今回新たに追加されたアンケート項目かどうかははっきりと覚えていないのですが、比較がありません。現状把握になっていて、まとめの所で何々が必要だというご指摘はされているのですが、これについて今まで何も取り組んでいなかったのかどうか、これ

から取り組むのかについてももしおわかりであればご説明をお願いしたいと思います。以上、2点についてお願いします。

(事務局)

1 点目は、前回から何が成果を生んで何が成果を生んでいないかをまとめているかというご質問であったかと思います。詳しく全てをまとめているわけではございませんが、前回の調査は平成20年3月に行っており、障害者自立支援法が完全施行しまして1年半程度の時期でした。それと比較して今回の調査結果を見ますと、全体的な傾向としては移動支援事業などの直接的なサービスの部分が国でも予算がかなり伸びて量も増えていることもありまして、本市でも障害福祉サービスの給付費と地域生活支援事業の事業費につきましては年々増加しています。そういったところでサービスを受けやすくなっている、もしくはある程度受けられているような傾向であると考えております。

一方、成果を生んでいないところと言いますと、やはり雇用の関係かと思われます。従前は、国や県において工賃倍増計画等の取り組みをしておりましたが、近年では、法定雇用率を上げるといった法改正や、工賃の部分では優先調達法等の法律を出すなど、新たに取り組んでいるところもございますので、その辺りに合わせまして本市においても強く取り組んでいきたいと考えているところです。

2 点目ですが、考察につきましては「伺えます」「必要です」のように主に2パターンほど使ってまとめているのですが、素直に調査結果から見える傾向を基に本市が取り組んでいくものと、分析として見えるものを分けて書いているところでございます。後半の部分で具体的に言いますと、例えば放課後等の取り組みは障害児を対象とした新しいサービスであり、成年後見制度や新たな分野である理解・権利の部分は認知度がまだまだ低いため、周知についての取り組みを必要であるとしたところでございます。

(委員)

後半部分は今回のアンケート調査で新たに追加されたものか、前回のアンケート調査では後半部分の設問はなかったのか、とお聞きしているのですが。

(事務局)

こちらは概要版ですので、主な傾向しかまとめていないところがどうしてもございます。考察や総括については本編でかなりふれておりますので、ここでは不足に見えるかもしれませんが、全体版でまたお示ししたいと思います。

(委員)

4 ページの居住形態のところ、知的障害の方のケアホームやグループホームの利用が増加しているとありますが、前回の調査と今回の調査の間、ホームの数は実際どのくらい増えたのでしょうか。あと、7 ページの本人の月収総額に関連するのですが、これまでにお二人の精神の方から障害基礎年金をストップされたという相談を受けたことがあります。お一人の方は

申請し直して受給できたのですが、もうお一人の方はだめでした。他の方からも障害基礎年金を打ち切られたとお聞きしていますので、国の傾向として厳しくなっているかどうか、おわかりであれば教えて下さい。

(事務局)

ケアホームとグループホームの数ですが、平成 21 年度につきましては 1 か月あたり概ね 118 人程度の利用がございました。直近の資料を持ってきていないのですが、第 3 期の障害福祉計画では 230 人ほど見込んでおります。ただ、平成 22 年度、23 年度あたりに数字が大きく増えた傾向はありました。具体的な数字については、また次回に報告いたします。

(事務局)

障害基礎年金の関係につきまして、私の記憶する限りではそういった大きく圧縮するといった制度改正等はなかったと思うのですが、また調べて回答いたします。

(委員)

グループホームの件ですが、今は 17 か所になっているようです。しかし、まだまだ足りていません。うちでも今回グループホームを 2 か所つくりましたけれど、大きな赤字です。赤字でもつくっていかなくてはならない状況がありますし、ましてや地域に賛成してもらわないとできないという状況もあります。だから、データで増えたと言うけれど、まだまだ足りません。高齢化も含めて、本当に必要不可欠なものです。福成会でも 350 人くらい利用者がいますが、その人達が全員入れるようなグループホームはつくれません。でも、何とか現実に困っている人達のために、市とも協力しながらつくっていかねばいけないと思っています。

(事務局)

昨年度の段階で、ケアホームとグループホームの両方を足しますと確か 45 の共同生活住居があったと思いますので、おそらく今言われた 17 か所というのはケアホームもしくはグループホームのどちらかだけの数の紹介かと思われます。いずれにしても、次回には正しい人数等を提示したいと存じます。

(委員)

先ほど言われていた障害基礎年金の打ち切りは、私の周りでもたくさん聞いております。それがなければ生活していけないということで、非常に厳しい状態になっていますので、また調べてご報告をよろしくお願いします。

それから、グループホームについてですが、精神障害者の人が入るグループホームは、私の知る限りでは尼崎に 2 か所しかありません。親も高齢になってくるので、これから本当に必要だと家族会では話をしています。それと、2 ページの「回答者について」ですが、身体の方 1 級 2 級 18 歳以上で 4 割台半ば、療育手帳 A の方 18 歳以上で 4 割台半ば、精神障害者保健福祉手帳 1 級が 18 歳以上で 1 割台前半となっていますが、2 級、3 級の方はどれくらい答えられた

のでしょうか。

この件と連動するかもしれないのですが、7 ページの本人の月収総額が、精神障害では年金や手当を含んで10～15万円未満という回答が最も多くなっています。しかし、その前のページでは生活保護を受けている精神障害の方が2割台後半と記載されています。私の周りで年金も含めて10～15万円ももらっている人はそんなに思い浮かばないですし、ここだけが奇妙に感じられます。生活保護を受けている人がそれを収入と捉えているのかもしれませんが、もしわかることがありましたら、お教え下さい。

(事務局)

精神障害者保健福祉手帳の等級の部分ですが、結果としましては1級の方が11.2%、2級の方が49.8%、3級の方が25.5%、残り13.6%の方が「不明・無回答」となっております。

収入の部分につきましては、単純に金額だけを書くという設問設定で、中身の分析までは少し難しくなっております。結果として、精神の方の割合が一番高かったのが10～15万円未満になるわけですが、10～15万円未満が34.5%、5～10万円未満が34.3%と、0.2%しか変わりませんので、大きな差はないと見ているところです。

(事務局)

少し、補足説明させていただきます。あなたの主な収入はどれですか、という問いかけにつきましては、生活保護も含めた総収入になります。

(委員)

今言われたように、10万円未満と10万円以上の差が0.2%しかなく大きな差がないのであれば、それを明記しておかないと精神障害の人は結構収入があるような印象を持たれてしまうと思います。文章だけで強調されると、誤解を招くのではないのでしょうか。

(事務局)

強調しているような印象を与えてしまっているとすれば大変申し訳ないのですが、概ねこういう数値になっているということで、ご理解いただきたいと思います。

(委員)

16ページの成年後見制度の認知度ですが、障害者だけでなく、健康な方を対象にした成年後見制度の認知度も知ることができれば比較できるので、よろしくお願いします。それと、身体障害者と一括りにするのではなく、聴覚障害や視覚障害など種類がいろいろあるので、そういう種類別のアンケートもしていただければと思います。

(事務局)

なにぶん、全障害を対象としたアンケートであり、今回の調査は種別も増やしておりますので、概要版もしくは報告書において障害の種類まで出すのは難しかったのですが、例えば聴覚

の障害や視覚の障害でこのような特色が出ている、そういった部分を見たいというお声があるのであれば、昨年度のアンケート調査と今年度の計画策定にあたって委託しているコンサルティング会社が一緒ですので、データについては種類ごとに見るのも可能と思われます。今後の検討の中でご意見をいただければ、できる限り対応していきたいと考えております。

(委員)

15 ページの地震・災害時の問題点ですが、アンケートでは福祉避難所を利用できるかどうかわからない方の割合が一番多くなっています。東日本大震災の時に障害を持っておられる方、特に自閉症気味のお子さんが大勢の人が集まっている所に行くとは非常に興奮して迷惑をかけるから行けないという声が多かったため、福祉避難所の整備が進んできたのだと思います。尼崎市も、福祉避難ビルを指定しているのはここ 1、2 年のことですよね。障害者の方がこうしたアンケートで利用できるかどうかかわからないと言っているわけですから、市の考えとして、どれくらいの方が福祉避難所に避難しなければならないといった元々の数をどうつかんでいるのかと、福祉避難所の整備をもっと広げていく考えがあるのかを聞かせて下さい。

(事務局)

今は、福祉避難所を 6 か所指定させていただいています。対象の方が何人おられるからこれだけの福祉避難所を確保するというような、具体的なものはまだできていません。やっと福祉避難所を 6 か所指定できた段階で、災害時要援護者支援連絡会の中でいろいろお話しさせていただいているのですが、福祉避難所でどのような施策が必要なのか、小学校などの避難場所から次に福祉避難所に行く場合、どういう方に行っていただくのかの基準づくりについて話し合っていかなければなりません、まだこれからといった状況です。

(委員)

では、何のために福祉避難ビルとして指定しているのでしょうか。結局、一般の避難所では受け入れが難しい故に特別養護老人ホームなどの要援護者を受け入れるノウハウがある施設を福祉避難所として指定していますよね。本当にどれくらいのニーズがあるのか、心配だという声がアンケートでも多いわけですからその辺の実態をもっとつかんで、計画策定にあたっては市内各地域に何か所要といった具体的な内容を、市はアンケート以前に考えておかなければならないと思います。

(事務局)

対象となるであろう人のリストはありますが、災害が起こった時に対応できるような台帳的なものはないわけです。そういう状況の中、個人情報第三者に提供しても良いという同意書も含めてこれからつくっていくということで、詳細はまだ決まっていますが、手上げ方式で全対象者の方をお願いする形にしたいと思います。このような過程を検討している現状でございます。

(委員)

就労がなかなか進まないとのことですが、これは尼崎に限っての問題なのか、それとも全体的に進んでいないのでしょうか。就労にあたってどういうところがネックになるかなどの事例を市が集めて、協力するような方法は取れませんか。

(事務局)

障害者の雇用につきましては、昨年度雇用率の改定がありましたので、実数的には増えている傾向です。それとは別に、就労継続支援A型と言って、雇用契約を結んで最低賃金を保障する形態の事業所もだんだんと増えてきています。一方、福祉的就労と言われる就労継続支援B型の作業所もかなり増えていきますので、総枠としては自分ができる範囲での就労形態や一般就労も含めて増えつつあると思います。市の就労支援事業としましては、福成会に委託しています就労・生活支援センターみのみりを通じて就労支援を行っていますが、昨年度は一般就労が35名とこれまでで一番多い実績が出ています。また、一般就労がなかなか厳しい点は、全国的に見ても同じような状況だと思っております。

(委員)

全国的に、就労支援事業が成功している所もあると思います。そういう成功例をヒントにして、新たな支援を考える必要があるのではないのでしょうか。ただ単に事業所が障害のある人を引き上げてくれるのを待っているだけでは、なかなか進まない気がします。

(事務局)

その辺りにつきましては、この後の議題でテーマごとに分かれた部会の設置案がございますので、その部会の中でそうしたご意見をいただきながら深めていければ、と思っております。

(会長)

その他、何かございますでしょうか。

(委員)

10 ページに相談相手のことが載っています。18 歳以上の精神障害では、相談する人がいない割合が 7.6%で、私からすればとても多く感じられます。それから、18 ページの就労状況でも家庭内で過ごしている精神障害の人の割合が 47.2%で、主に家庭内で過ごして人との関わりがあまりなく相談する相手もない人が 8%弱いる現実について、次の計画のところで十分考えていってもらいたいと思います。

(委員)

20 ページの療育や保育で今後必要なことのところで、日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところや社会的なスキルを教えてくれる機関を求める割合が案外高くなったりしています。実は、小学 5 年生の学習障害の子どもを持つ親御さんから、IQ で言うと 60~70 くら

いで、小学校では子ども達の集団の中で何とかやっていけるけれど学習はどんどん遅れていく、高学年なので性の教育がすごく必要なのに学校教育の中でその辺が十分保障されず、結局母親である私にかかってくる、小学生の間は何とか頑張っているが、中学生、高校生になっていった時のことを考えると本当に不安だというお話を切々と聞かされました。やはり、アンケートでもこういう形で出てくるのだとつくづく感じます。今後の対応の中で、1つのポイントではないかと思いました。ちなみに、YMCAが塾のような形でそういったスキルを教えているそうです。でも、うちみたいな庶民にはすごく高額なのであきらめた、とおっしゃっていました。

(委員)

1ページを見ると、調査の数が8,480で回収数が3,610、回収率が42.6%で、単純集計をしていただいている数字の根拠性が非常にあると思うのですが、例えば情報が届いていなかったり問題があったりして、回答できていない方もいらっしゃる可能性があります。しかし、これを追跡することは本筋から外れてしまうと思うので、せめて回収できなかった方がどのくらいいるのかを見せていただいても良いかなというのが1つあります。

もう1つは、各項目で無回答が非常に目立っているのが気になりました。例えば8ページの家庭の月収総額で不明・無回答がかなり突出して多いのは、収入が全くゼロなのか、収入を得る活動を一切していないのか、何らかの事情があると思われます。こういった無回答の項目がかなり高いものが何個かあります。ただ、こういうことも見て取れます。

例えば26ページの平成20年調査結果で、18歳以上が現在利用しているサービスですが、こども3障害で若干不明・無回答が多いように見受けられます。これは多分自立支援法ができて間もない頃で、制度が整備されてきた現在の調査結果となります24ページの現在利用しているサービスを見ると、不明・無回答が若干減っているような気がします。おそらく適切なサービスが制度的にも供給されると、この無回答が他の所に分散するのではないかと見て取れます。ですので、先ほど就労の課題について話されていましたが、適切なサービスが計画の中に盛り込まれていくと、おそらく不明・無回答の数字が減っていくだろうと思いながら見ていました。

(委員)

先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、身体障害には種類があります。上肢に障害がある場合はペンを持たない人が結構いまして、このアンケートの対象になった人でそういう人もいたのですが、書けないと訴えても誰かに書いてもらうようにと言われるだけだったそうです。ひとり暮らしの方もおられるのでその辺の配慮が必要ですし、結果的に回答できなかった人もいたので、考えていただければと思います。

(委員)

難病患者の現状をお知らせしたいと思います。先ほど就労の話が出ましたが、雇用してもらう時に自分の障害を言うとその段階で蹴られてしまいます。黙っていると雇用してもらえますが、毎月通院しなくてはならないため結局公表することになり、辞めざるを得なくなります。難病患者は途中で障害者になる方も多いため、そういう意味でも生活に困っている方がいらっ

しゃいます。先ほど他の委員が言われましたように、雇用についての良い方法を考えていければ。働きたいのに働けないのが現実ですので、その辺り計画に盛り込んでいただければと思います。

(委員)

30 ページの介助者のところを見ると、60 代、70 代の方が頑張っておられることがわかります。特に、母親は死ぬまで自分の子どもを介助します。ぎりぎりまで介助していた母親が倒れて亡くなったのを目の当たりにしたのですが、本当に辛い気持ちになりました。介助者を支援する意味でも、グループホームが必要になってくると思います。地域での生活の中心は、やはりグループホームですし、特に尼崎には障害を持つ方々が多いので、整備が必要だと感じております。

(事務局)

この調査結果を見ても家族中心の介護になっていますし、その家族がかなり高齢であることは、計画を策定する上で大変重要な課題になっていくと思います。策定の段階で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

他、ございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局におかれましては、各委員のご意見を尊重して、計画素案の策定を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題（２）の「次期計画の骨子（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

(２) 次期計画の骨子（案）について

事務局より資料 2「尼崎市障害者計画及び障害福祉計画の概要について」、資料 3「尼崎市障害者計画・障害福祉計画の主な改正点等について」、資料 4「第 5 章（障害者施策の推進）に係る推進項目の再編（案）」について説明。

(会長)

どうも、ありがとうございます。只今の説明では、前回の「障害者計画・障害福祉計画」と同様に、2 つの計画を一体的に改定していくとのことでございます。また、当然のことながら、法律や計画等の改正点、またそれに伴う国等の新たな取り組み等を盛り込むとともに、本市の抱える課題等への対応も踏まえて、次期計画の体系、項目等を再編したとのことでした。

この点についてご質問、ご意見等何かございましたら、よろしくお願いいたします。

(委員)

計画の策定にあたって、いろいろな目標をつくることになると思います。その目標を達成す

るためには答えていただいたアンケート以外にも数値が要と思うのですが、どのように集める予定ですか。

(事務局)

各項目に対する事業の決算値で見ていくのも 1 つの手法ですし、アンケートから見える数字を伸ばしていくのも 1 つの考え方であると思います。やはり障害者施策はなかなか多岐に渡りますので、全てを数字で見るのは難しくなってくると思っております。事務局でもまだ検討している段階で申し訳ないのですが、例えば本市の総合計画のようなベクトルで示していくといった目標の立て方もありますし、そういうところはまたご議論いただければと考えております。事務局としては、ある程度案を示した上でご審議いただきたいと考えているところでございます。

(会長)

どうも、ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、事務局案で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

どうも、ありがとうございます。続きまして、議題（３）の「計画策定部会（３部会）の設置等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(３) 計画策定部会（３部会）の設置等について

事務局より資料 5「平成 26 年度尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会及び計画策定部会（案）」について説明。

(会長)

只今説明がございましたが、障害者福祉等の施策につきましては、非常に多岐に渡りますため、先ほどの計画骨子で説明のあった重点課題別に部会を設置し、より専門的かつ効率的に審議を進めていくとのことでした。またその委員構成につきましては、当事者団体に特別委員会枠を設けるとともに、オブザーバーとしての出席も認めていきまして、各部会における審議内容等をより深めていくとのごことでございます。部会のメンバーにつきましては、会長が指名する委員で構成することになっておりますので、原案で進めてまいりたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。事務局におきましては、当事者団体から推薦いただく特別委員の委嘱の手続きや、今後の開催日程の調整など、円滑な部会運営に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、最後に、議題（４）の「今後のスケジュール（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

（４）今後のスケジュール（案）について

事務局より資料 6「今後のスケジュール（案）について」及び参考資料「尼崎市障害者福祉施策推進会議設置要綱」について説明。

（会長）

どうも、ありがとうございます。只今の説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。

以上で、本日の議題は終了しましたが、事務局から他に何か連絡事項等ございましたら、よろしくお願いいたします。

（事務局）

先ほどの説明にもございましたが、当事者団体からご推薦いただく特別委員につきましては、お手元の封筒に、団体からの「推薦書」、ご本人様の「承諾書」「略歴書」が入っておりますので、日があまりございませんが、7月9日（水）までに事務局までご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、特別委員の委嘱状につきましては、次回の計画策定部会の場で、お渡しさせていただきます。

今後の予定ですが、8月頭頃から、順次計画策定部会の3つの部会を開催していきたいと考えております。開催日程につきましては、各部会長様と調整の後、候補日を皆様にお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、第2回目の専門分科会の開催につきましては、計画策定部会の進捗状況等にもよりませんが、今のところ9月の半ば、あるいは終わり頃を考えております。決まり次第、改めてご連絡を差し上げますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

（会長）

それでは、これをもちまして、本日の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を終了したいと思います。どうも、皆さん、ご苦勞様でございました。

（以上）